

隨意契約理由書

(件名) 村野浄水場 薬品注入設備修繕

本件は、村野浄水場に設置している薬品注入設備の修繕を行うものである。

本設備は、浄水処理に必要な薬品を注入するための設備であり、現在、故障が発生しているため、応急処置を施し稼働させている状況である。

今後、さらに状況が悪化することが予想され、については本設備が動作不能により稼働停止となれば、浄水処理が不能となり、多くの受水団体に多大な影響を与えることになる。

のことから地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定により随意契約を行うこととする。

この施工については、本設備の補修工事を行っている月島ジェイアクリサービス機器株式会社で資機材、労力の手配が直ちに確保できることを確認できたため、同社に依頼する。

また、上記の修繕履行中に、当該故障個所以外に不具合が認められ、修繕が必要であることが判明した。このことについて考慮した結果、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号に該当することから、上記緊急修繕と同時に随意契約を行うこととする。

比較見積り省略理由

本件については、大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第7号）の規定により、比較見積書を省略する。

随意契約理由書

(件名) 村野浄水場 排水ポンプ設備修繕

本件は、村野浄水場に設置している排水ポンプ設備の修繕を行うものである。

本設備は、排水を行っている設備であり、現在、故障が発生しているため、応急復旧を施し稼働させている状況である。

今後、さらに状況が悪化することが予想され、については本設備が動作不能により稼働停止となれば、浄水処理が不能となり、多くの受水団体に多大な影響を与えることになる。

のことから地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 5 号の規定により随意契約を行うこととする。

この施工については、「随意契約ガイドライン 3 (4)【契約相手方選定に係る要件】(ア)及び(イ)②③⑥」を満たす旭精密工業株式会社で、資機材、労力の手配が直ちに確保できることを確認できたため、同社に依頼する。

また、上記の修繕履行中、当該故障箇所以外に不具合が認められ、修繕が必要であることが判明した。このことについて考慮した結果、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 6 号に該当することから、上記緊急修繕と同時に随意契約を行うこととする。

比較見積もり省略理由書

本件については、大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 7 号）の規定により、比較見積もりを省略する。

随意契約理由書

(件名) 村野浄水場 防犯設備修繕

本件は、村野浄水場に設置している防犯設備の修繕を行うものである。

本設備は村野浄水場において安全な水を供給するために侵入者が入らないよう監視を行う重要な設備であり、現在故障が発生したことで場内の監視に支障をきたしている状況のため、直ちに修繕を行う必要がある。

のことから地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 5 号の規定により随意契約を行うこととする。

この施工については、本設備の点検業者である西菱電機株式会社で資機材、労力の手配が可能であることを確認できたため、同社に依頼する。

比較見積もり省略理由書

本件については、大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 7 号）の規定により、比較見積書を省略する。

随意契約理由書

(件名) 三島浄水場ほか 監視制御設備改良工事

本工事は、三島浄水場及び万博公園浄水施設に設置している監視制御設備の改良を行うものである。

本件の対象である監視制御設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、改良、改良後の動作確認、試験及び調整を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。このため、本工事の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した三菱電機株式会社1者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、受任者である三菱電機株式会社関西支社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第1号の規定により比較見積りを省略する。

隨意契約理由書

(件名) 大庭浄水場 濃縮槽排泥工事

本件は、大庭浄水場に設置している濃縮槽内の排泥工事を行うものである。

現在、大庭浄水場内で本件と同工種である「庭窪浄水場ほか 沈砂池等排砂工事」を実施しており、契約履行中の日垣水道設備株式会社に引き続き施工させることにより、工期短縮及び経費節減ができ、一般競争入札に付するより有利であると認められる。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 6 号の規定により、日垣水道設備株式会社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条及び同運用 7 第 13 条関係第 1 項第 1 号の規定により比較見積りを省略する。

随意契約理由書

【件名】庭窪浄水場 二次凝集池攪拌機修繕

本件は、庭窪浄水場に設置している二次凝集池攪拌機の修繕を行うものである。

本件の対象である二次凝集池攪拌機は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、修繕、修繕後の動作確認、試験及び調整を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

については、本修繕が可能な者は、本設備を設計・製作したユニチカ株式会社から事業譲渡されたアタカ大機株式会社と合併し、存続会社となった日立造船株式会社が社名変更したカナデビア株式会社 1 者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、カナデビア株式会社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条及び同運用 7 第 13 条関係第 1 項第 1 号の規定により比較見積りを省略する。

隨意契約理由書

(件名) 庭窪浄水場 監視制御設備改良工事

本件は、庭窪浄水場に設置している監視制御設備の改良工事を行うものである。

本件の対象である監視制御設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、改良、改良後の動作確認、試験及び調整を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

については、本改良が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社日立製作所が業務移管している株式会社日立産機テクノサービス1者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、受任者である株式会社日立産機テクノサービス大阪事業所と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第1号の規定により比較見積りを省略する。

隨意契約理由書

(件名) 庭窪浄水場 排泥ポンプ設備改良工事

本件は、庭窪浄水場に設置している排泥ポンプ設備の改良工事を行うものである。

本件の対象である排泥ポンプ設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、改良、改良後の動作確認、試験及び調整を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

については、本改良が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社日立製作所が業務移管している株式会社日立産機テクノサービス1者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、受任者である株式会社日立産機テクノサービス大阪事業所と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第1号の規定により比較見積りを省略する。

随意契約理由書

【件名】庭窪浄水場 魚生態監視設備補修工事

本件は、庭窪浄水場に設置している魚生態監視設備の補修工事を行うものである。

本件の対象である魚生態監視設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修、補修後の動作確認、試験及び調整を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。このため、本補修工事が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社共和技電 1 者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、株式会社共和技電と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条及び同運用 7 第 13 条関係第 1 項第 1 号の規定により比較見積りを省略する。

隨意契約理由書

(件名) 大庭浄水場 排水処理設備修繕

本件は、大庭浄水場の排水処理棟に設置している排水処理設備の修繕を行うものである。

本件の対象である排水処理設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、修繕、修繕後の動作確認、試験及び調整を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

については、本修繕が可能な者は、本設備を設計・製作した月島 J F E アクアソリューション株式会社が維持管理業務を移管している月島ジェイテクノメンテサービス株式会社 1 者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、月島ジェイテクノメンテサービス株式会社大阪支社西日本営業部と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条及び同運用 7 第 13 条関係第 1 項第 1 号の規定により比較見積りを省略する。

隨意契約理由書

(件名) 万博公園浄水施設 水質計器設備修繕

本件は、万博公園浄水施設の水質計器室に設置している水質計器設備の修繕を行うものである。

本件の対象である水質計器設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、修繕、修繕後の動作確認、試験及び調整を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

については、本修繕が可能な者は、本設備を設計・製作した横河電機株式会社から事業継承された、横河ソリューションサービス株式会社（社名変更 旧：横河フィールドエンジニアリングサービス株式会社）が維持管理等の業務を移管している向洋電機株式会社 1 者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、向洋電機株式会社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条及び同運用 7 第 13 条関係第 1 項第 1 号の規定により比較見積りを省略する。

随意契約理由書

【件名】村野浄水場ほか ポンプ設備補修工事その1

本件は、大阪広域水道企業団 村野浄水場ほか4箇所に設置しているポンプ設備の補修を行うものである。

本件の対象であるポンプ設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社電業社機械製作所及び株式会社鶴見製作所が維持管理業務を移管している株式会社守谷商会一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、株式会社守谷商会 大阪支店と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第1号）により省略する。

随意契約理由書

【件名】送水管理センター 無停電電源設備補修工事

本件は、大阪広域水道企業団 送水管理センターに設置している無停電電源設備の補修を行うものである。

本件の対象である無停電電源設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社G S ユアサが維持管理業務を移管している株式会社G S ユアサ フィールディングス一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、株式会社G S ユアサ フィールディングス 関西支店と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第1号）により省略する。

随意契約理由書

【件名】送水管理センターほか 伝送設備及び水道設備補修工事

本件は、大阪広域水道企業団 送水管理センターほか6箇所に設置している伝送設備及び水道設備の補修を行うものである。

本件の対象である伝送設備及び水道設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した三菱電機株式会社が維持管理業務を移管している西菱電機株式会社一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、西菱電機株式会社 大阪支社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第1号）により省略する。

隨 意 契 約 理 由 書

件名：自動検針装置設置工事（茨木市・佐保分岐）

本件は、茨木市・佐保分岐に自動検針装置を設置するものである。

自動検針システムの構成機器である本装置は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、工事にあたっては製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本工事は自動検針システムを設計・製作した株式会社日立製作所以外行うことのできない。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定に基づき、株式会社日立製作所と随意契約を行うものである。

(比較見積りの省略理由)

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用第13条関係第1項第1号の規定により、比較見積りを省略する。

随意契約理由書

案件名：旧布施ポンプ場 電気設備改良工事

本件は、旧布施ポンプ場に設置されている電気設備について、改良工事を行うものである。

7月14日に一般競争入札を実施した結果、予定価格内での入札がなく不調となり、7月17日に再度入札を行ったが再度不調となった。

このため、再度入札に参加した島津システムソリューションズ株式会社大阪支店に確認したところ、予定価格内での施工が可能であるとの回答を得た。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第8号の規定により同社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条および同運用第13条関係第1項第9号により比較見積りを省略する。

随意契約理由書

件名：枚岡ポンプ場 シャッター補修工事

本件は、枚岡ポンプ場の電気棟に設置しているシャッターについて補修を行うものである。

本件の対象である電動シャッターは、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した東洋シャッター株式会社一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号により東洋シャッター株式会社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条および同運用第13条関係第1項第1号により比較見積りを省略する。

随意契約理由書

工事名称： 狹山ポンプ場ほか バルブ設備改良工事

契約番号： 08-23-改-0112

本件は、狭山ポンプ場ほか1箇所に設置している電動バルブ駆動装置の更新を行うものである。

本件の対象である駆動装置は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、改良工事を行うにあたっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。このため、本工事の施工が可能な者は本設備を設計・製作した株式会社栗本鐵工所一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、株式会社栗本鐵工所と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第1号）により省略する。

随意契約理由書

件 名：伸縮管補修工事（古川水管橋・堺市）

本工事は、臨海工水古川水管橋の右岸側橋台に設置されている伸縮管の補修工事を行うものである。

当該伸縮管は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うにあたっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識及び保有する部品等が必要である。

このため、本工事が可能な者は、当該伸縮管を設計・製作した日本ヴィクトリック株式会社一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、同社と随意契約を行うものである。

比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第1号）の規定により、比較見積りを省略する。